

茅野市選挙管理委員会告示第 37 号

茅野市議会議員及び茅野市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する規程及び茅野市議会議員及び茅野市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する規程の一部を次のように改正する。

令和 8 年 6 月 30 日

茅野市選挙管理委員会委員長 荒尾 勝明

(茅野市議会議員及び茅野市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する規程の一部改正)

第 1 条 茅野市議会議員及び茅野市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する規程(平成 6 年茅野市選挙管理委員会告示第 56 号)の一部を次のように改正する。

様式第 5 号及び様式第 6 号その 2 別紙中「541 円 31 銭」を「586 円 88 銭」に改める。

(茅野市議会議員及び茅野市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する規程の一部改正)

第 2 条 茅野市議会議員及び茅野市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する規程(平成 22 年茅野市選挙管理委員会告示第 23 号)の一部を次のように改正する。

様式第 4 号中「7 円 73 銭」を「8 円 38 銭」に改める。

様式第 5 号別紙中「7.73 円」を「8.38 円」に改める。

附 則
(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この告示による改正後の茅野市議会議員及び茅野市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する規程及び茅野市議会議員及び茅野市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する規程は、この告示の施行の日以後その期日を告示される市議会議員又は市長の選挙について適用し、この告示の施行の日の前日までにその期日を告示された当該選挙については、なお従前の例による。